ハ　当該住戸に採用する全般換気設備の比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合は、比消費電力を有効換気量率で除した値）が、換気回数0.5回以下の場合において、0.3（単位　1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下であること又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

ニ　当該住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。

ホ　当該住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む）が、地域区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

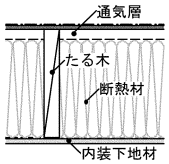
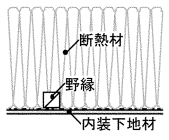
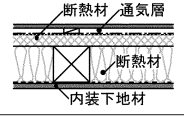
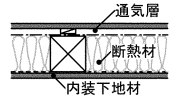
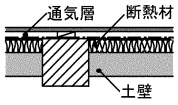
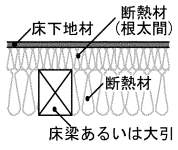
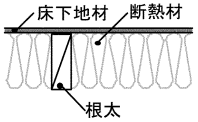
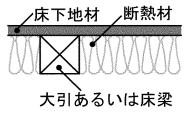
地域区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が81.3%以上であるもの	ガス給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が78.2%以上であるもの

⑶　判断基準のⅠの第2の2の2－3⑵に規定する共用部の設計一次エネルギー消費量が、判断基準のⅠの第2の2の2－2⑵に定める共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量E_{sac}、共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量E_{sv}、共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量E_{sl}、共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量E_{sw}及び共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量E_{sev}の合計値を上回らないようにするものとする。

（廃止）

7　住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成十八年国土交通省告示第三百七十八号）は、平成二十五年十月一日から廃止する。

別表第1

木造住宅　充填断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率（単位　1平方メートル1度につきワット） （基礎については単位　1メートル1度につきワット）	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	たるきの間にRが7.5以上の断熱材（厚さ265ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	たるきの間にRが5.2以上の断熱材（厚さ185ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	内装下地材の上面にRが5.7以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	内装下地材の上面にRが4.0以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側にRが1.3以上の断熱材（厚さ25ミリメートル以上）を張り付け、かつ、軸組の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ100ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
	0.53	軸組の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
	0.92	土壁（厚さ50ミリメートル以上）の外側で軸組の間にRが0.9以上の断熱材（厚さ20ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間及び大引又は床梁の間に合計してRが5.2以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ　床裏が外気に接する場合であって、根太の間にRが3.9以上の断熱材（厚さ135ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ　床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが3.7以上の断熱材（厚さ130ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ　床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが3.4以上の断熱材（厚さ120ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ　床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.3以上の断熱材（厚さ120ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ　床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが4.0以上の断熱材（厚さ90ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ　床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.7以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	